

令和8年度 大樹寺小学校 いじめ防止基本方針

※ 本文中の【アクション〇】は、「岡崎市STOPThe いじめアクションプラン」の具体的方策を示す。

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、丁寧に実態を捉え学校全体で組織的に対応していく。学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係を形成し、集団の一員としての自覚と自信を養うことができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

いじめを防止し児童の健全育成を図るために、学校と家庭、地域が連携して児童を見守り、支援し続けることが大切である。本校では、どんな小さな問題であっても丁寧に実態をつかみ、解決へ向かって児童たちが歩み出すことができるように指導を行う。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止対策組織と役割

(1) 「いじめ・長期欠席対策委員会」の設置【アクション5】

- ・「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。
- ・構成員：校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、学年主任、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ・いじめ事案が発生した場合（疑いがあるものも含む）、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開く。
- ・必要に応じて、岡崎市教育委員会、教育相談センター、警察署、児童相談所、市役所こども家庭センター等の関係機関との連携のもとで対応に当たる。【アクション9】

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知と教職員の共通理解を図る。
- ・いじめの定義の確認を行うとともに、事案に対する対応について研修会を行う。
- ・学級集団適応心理検査に関する研修会を行い、全教職員で全校児童を見守る体制を構築する。
- ・いじめ早期発見のため、生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

(3) 保護者や地域に対する情報発信と連携

- ・学校運営協議会で情報共有や報告をし、意見交換をする。
- ・児童委員、民生委員等との連携を図り、児童の諸問題や家庭問題等の情報交換を行い、必要に応じて地域の支援を依頼する。

(4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

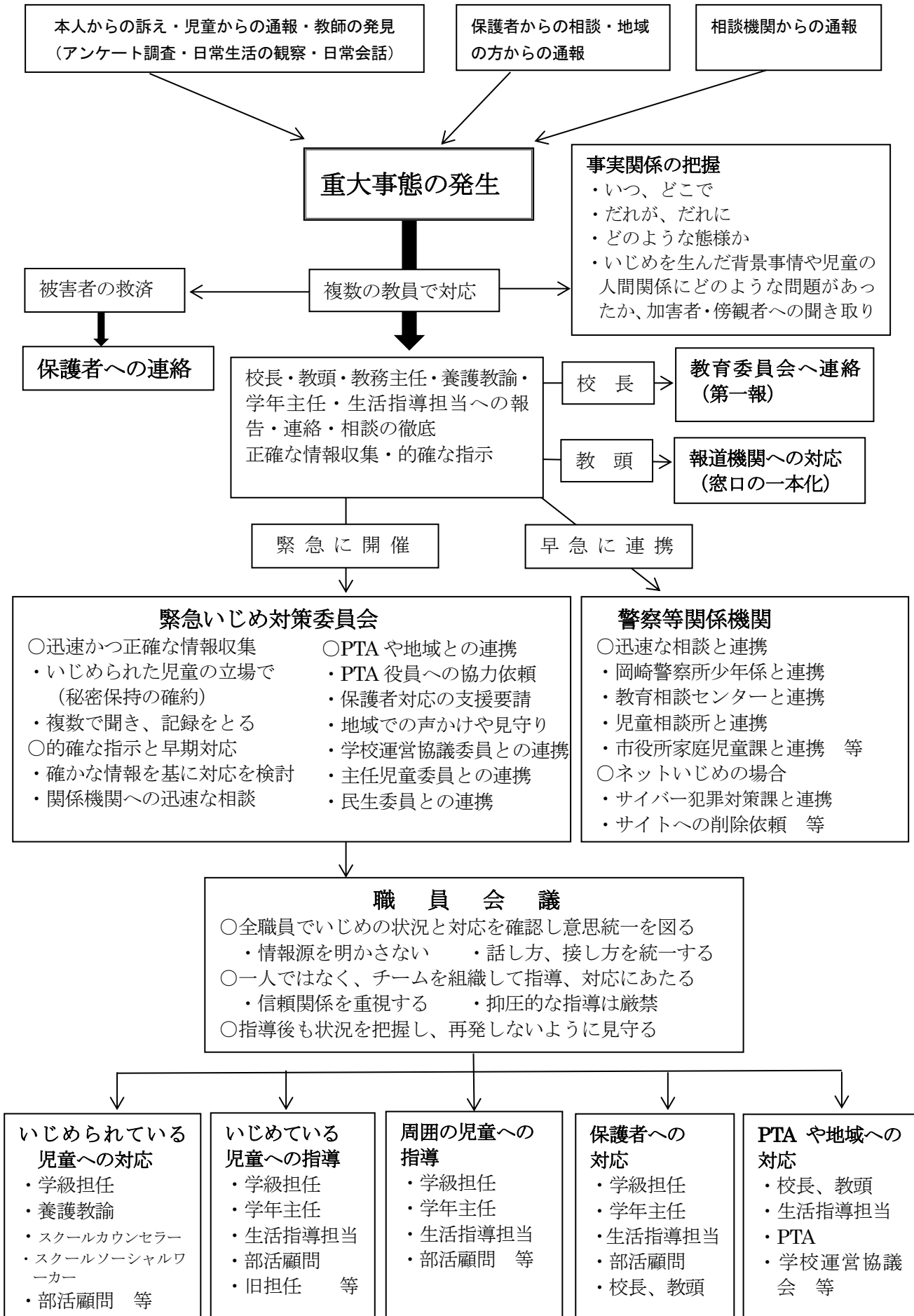
- ・「7 いじめに対する措置」に記載のとおり対応する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（定義）

- ① いじめにより児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応フロー



(3) 緊急いじめ防止対策委員会の設置

- ・(1) ①、②の事案が発生したとき、速やかに校内緊急いじめ防止対策委員会を設置する。
- ・市教委に報告後、校内緊急いじめ防止対策委員会に必要に応じて外部関係者（いじめ防止対策委員会・警察等関係機関）を加えて開催する。
- ・「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(4) 正確な情報収集

- ア 担任及び、所属学年担当者、生活指導担当
- イ 役職者を加えての情報整理

(5) 関係機関への連絡と連携（的確な判断と指示）

- ア 市教委への報告といじめ防止対策委員会設置への助言
- イ 校内緊急いじめ防止対策委員会と必要に応じて外部関係者（いじめ防止対策委員会・警察等関係機関）による状況判断
- ウ 加害児童、被害児童及び、その保護者双方への対応
- エ 事案への継続的な情報収集と見守り、状況変化への具体的対応
- オ 被害児童側の意思を確認し、学校全体の児童、保護者への周知

4 いじめの未然防止の取組

(1) 児童の状態を把握する教師力の育成・児童の心を醸成する学級経営

- ・児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

(2) 他者を受け入れる心を養うためのSST、エンカウターの実施

- ・児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・SSTやエンカウターに取り組み、対人関係能力、コミュニケーション能力の育成を図る。

(3) 情報モラル教育の推進

- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ・専門講師の招聘による講座を通じて、SNSを通じたいじめや不適切画像・動画の拡散等の防止に関する啓発を行う。

(4) 「いじめ防止集会－笑顔でいい友集会－」による「いじめ」について考える集会の実施

- ・「いじめはダメ、ぜったい」を合言葉に、あいさつをはじめとし、素敵な言葉がけができる集団、いじめを許さない学校を目指す。**【アクション8】**

(5) 学級集団適応心理検査（WEBQU）の活用

- ・学級集団適応心理検査（WEBQU）の結果を通じて児童一人一人の心理的状況や学級内での状態を把握し、適切な指導支援を目指す。**【アクション7】**

(6) 保護者との信頼づくりへの努力

- ・学校だより、ホームページ等を通じて、方針や取組状況、学校評価結果等の周知を図る。
- ・気になる児童や配慮の必要な児童の様子を伝え、保護者との連携を深める。

(7) 人権週間における啓発

- ・児童自身が自分事として人権意識をもてるような学びの機会を設ける。
- ・人権週間を利用し、いじめについての認識を高めたり、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介したりする。

5 いじめの早期発見の取組

(1) 日常生活の観察、毎日の振り返りカード等からの情報収集

- ・児童の表情や人間関係を普段から観察し、その変化を見逃さないようにする。
- ・適宜、保護者との連絡を取り合い、家庭での様子を把握する。

(2) 年6回のアンケート・個別相談

- ・生活アンケートや個別相談により、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・毎年度生活アンケートの内容を見直し、いじめ早期発見が実効性あるものとする。**【アクション6】**
- ・教師と児童との温かい人間関係をつくり、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・適宜、心のアンケートを実施し、児童の内面理解に努める。

6 いじめに対する措置

(1) いじめ発生時の対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・いじめ解消の判断としては、以下の2つの要因を満たされている場合であり、また必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。ただし、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

【いじめの解消】

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 具体的な指導やケア

- ・いじめが起きたとき、以下に示す指導の様態から適切なものを選択し、指導やケアに当たる。

いじめた児童への対応	いじめられた児童への対応
<p><状況の把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や他の教職員が状況を聞く。 ・養護教諭が状況を聞く。 ・スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く。カウンセリングを行う。 <p><指導の形態></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や他の教職員が指導にあたる。 ・養護教諭が指導する。 ・教頭、生活指導担当等が指導する。 <p><手だて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別室指導、グループ替えや席替え等を行う。 ・適宜、保護者に報告する。 ・いじめられた児童やその保護者に対する謝罪の指導を行う。 ・児童相談所、警察等の関係機関と連携する。 	<p><状況の把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や他の教職員が状況を聞く。 ・養護教諭が状況を聞く。 ・スクールカウンセラー等が状況を聞く。 <p><ケアとサポート></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や養護教諭等が継続的に面談する。 ・スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う。 ・別室を提供したり、教職員が寄り添ったりするなど、心身の安全を確保する。 ・周囲の児童に対する、助力・支援を個別に依頼する。 ・学級担任や他の教職員が家庭訪問を実施する。 ・グループ替えや席替え等を検討する。 ・児童相談所等の関係機関と連携した対応する。
<p>その他の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについての状況を確認するため、他の児童に対しアンケート調査や個別面談等を実施する。 ・いじめについて、状況に応じて被害、加害双方の児童同士の話し合いを実施する。 ・学級で当該いじめを取り上げ、見過ごさない、生み出さないように学級全体に指導する。 ・いじめについて、学年集会や全校集会を実施して学年・学校全体に対して指導する。 ・職員会議やいじめ対策委員会等で当該いじめについての対応策を検討する。 ・必要に応じて、保護者会等を開催し、当該いじめについて保護者に報告する。 ・重大事態が発生した場合、教育委員会等の関係機関と連携して対応する。 ・いじめが解消していると思われるケースも、継続して担任等でサポートをする。 	

(2) 児童からのSOSを察知した場合、「TALKの原則」に基づいて対応する。

TALKの原則	対応や声掛けの例
Tell 言葉に出して心配していることを伝える	「死にたいくらい辛いことがあるんだね。とてもあなたのことを心配しているよ。」
Ask 「死にたい」気持ちについて率直に尋ねる	「どんなときに死にたいと思ってしまうの？」
Listen 絶望的な気持ちを傾聴する	徹底的に聞き役に回り、理解しようとするのが大切
Keep safe 安全を確保する	一人にしないで寄り添い、他からも援助を求める

7 年間計画（PDCAサイクルによる取組【アクション10】）

	いじめ・長期欠席 対策委員会		未然防止・早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○全職員「学校いじめ基本方針」の内容確認	P ↓	○相談室やSCについて、児童・保護者への周知 ○学級開き、学年開き（SST・エンカウンター等）	○学校ホームページでの「学校いじめ基本方針」の掲載 ○学校運営協議会 ○授業参観
5月		D ↓	○生活アンケート1回目（初旬）	○あいさつ運動
6月	○いじめ・長期欠席対策委員会	C ↓	○生活アンケート2回目（中旬） ○学級集団適応心理検査の実施	○学習発表会
7月	○現職研修（長期欠席対策に関する研修）	A ↓	○学級集団適応心理検査の結果分析	○個別懇談会
8月		P ↓		
9月			○学校保健委員会 ○生活アンケート3回目（下旬）	○あいさつ運動 ○学校開放日
10月	○現職研修（いじめに関する研修）	D ↓		○学校運営協議会
11月	○いじめ・長期欠席対策委員会	C ↓	○生活アンケート4回目（中旬） ○学級集団適応心理検査の実施	○運動会
12月		A ↓	○人権週間（集会・講話・道徳・ビデオ視聴・標語等） ○学級集団適応心理検査の結果分析	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月			○生活アンケート5回目（中旬）	○学校開放日
2月	○いじめ・長期欠席対策委員会		○校内人権標語紹介 ○生活アンケート6回目（中旬）	○学校運営協議会 ○保護者への学校評価アンケート結果報告 ○交通指導員さん感謝の会
3月	○「いじめ防止基本方針」の見直し検討	P ↓	○卒業を祝う会	
通年	○校内のいじめに関する情報収集（毎月職員会後）		○自立の活動（毎月23日） ○委員会活動の充実（あいさつ運動、校内見回り活動等） ○学び合う授業、道徳教育、体験活動、異学年交流、情報モラル教育 ○健康観察 ○SCによる相談	○交通指導員、安全パトロールチーム大樹寺による登下校の見守り活動